

速ニ立案シテ具体化スル様ニ努ムセヨト云々
ヲ希望ヲ附シテ新任中央委員会ニ任

経過

及ビマスル方モナイト思フカモ否問合ハ大分
ヲモ次迄サレテ居ルと思フカ實現ノ困難ノ場合
アルト思フ、又立案スルト云々、案ニ依リ、困難
ノヲ新任中央委員会ハ急遽ニ立案シテ具体化ス
様ニ努ムサレ度イト言フ意見、案ニ依リ、一任ク
トナツタ

一屋外労働者災害扶助法令改正要綱ニ關スル件

経過

屋外労働者災害扶助法令、是迄設置ヲ廢止シ
ノ制限ヲ撤廢シ同法ノ改正ノ案ニ關シ、前
カナートラント言フ希望、案ニ依リ、案ニ依リ、

ヲハ新任中央委員会ニ一任

経過

現法規ノ適用範圍カ次ニ重要事業ニ限ラセヨト云々
「ガルマ」船其ノ他ノ船ニ居住シテ居ル者ハ屋外労働
者ニ非スレテ法ノ適用ヲ受ケテ居ナイ、又船内
ノ様ニ労働者ハ小サナ造船所ニ働イテ居ラズ工殊
法ニ適用サレテ居ナイシ屋外労働者トシテノ災害
扶助法等モ適用サレテ居ナイ、之等モ当然法ノ適
用ヲ受クヘキモノト思フ、殊ニ紹介所ノ登録労働
者モ同法ノ適用ヲ受ケテ居ナイ、夫ハ市ノ共済會
カラ支給サレル額カ扶助法ヨリモ多イカラ市トシ
テハ扶助法ヲ放棄シテ額ノ多イ共済會ノ方ヲ実行
シテ居ルノダト思フ、現在同法ノ適用範圍ニ就テ
モ不完全テアル、更ニ適用範圍ハカカリテナク其ノ